

条例委任する場合の基準設定の類型

	「参酌すべき基準」型	「従うべき基準」型
法的効果	<p>○「参酌すべき基準」とは、十分参照した上で判断しなければならない基準</p> <p>○条例の制定に当たっては、法令の「参酌すべき基準」を十分参照し、これによることの妥当性を検討した上で判断しなければならない</p>	<p>○「従うべき基準」とは、適合しなければならない基準</p> <p>○条例の内容は、法令の「従うべき基準」に従わなければならない</p>
異なるものを定めることの許容の程度	法令の「参酌すべき基準」を十分参照した結果としてであれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることは許容	法令の「従うべき基準」と異なる内容を定めることは許容されないが、当該基準に従う範囲内で、地域の実情に応じた内容を定めることは許容
備 考	<p>○「参酌」したことについて説明責任 (「参酌すべき基準」と異なることとなった内容を含む) ⇒ 「参酌する行為」を行わなかった場合は違法</p>	<p>○「従うべき基準」の範囲内であることについて説明責任 ⇒ 基準の範囲を超える場合は違法</p> <p>※「定めるべき基準」「遵守すべき規準」「適合すべき基準」「よるべき基準」も同じ</p>